

関西外国語大学研究審査規程

〔平成 25 年 4 月 1 日施行〕
〔平成 27 年度改定第 1 号〕

(目的)

第 1 条 この規程は、本学構成員が行う研究活動について、その倫理的、社会的責任を全うするために制定し、適正な研究の推進に資することを目的とする。

(組織)

第 2 条 本学構成員が行う研究の審査について、関西外国語大学研究審査委員会（以下「委員会」という）を設置し、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長の指名する教育職員 若干名
 - (2) 図書館学術情報センター長
 - (3) 総務部長
- 2 委員会の委員長は、学長が指名する者とする。
 - 3 委員長は、必要に応じて、審査内容に専門的学識を有する教育職員をオブザーバーに指名し、委員会への出席を要請することができる。
 - 4 研究審査の簡略化を目的として、委員長が指名する委員若干名による迅速審査を行うことができる。

(管掌事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を管掌する。

- (1) 本学構成員が行う研究のうち「人を対象とする研究」倫理ガイドライン」の適用を受ける研究（研究指導を含む。）について、関係法令等（指針も含む。）および社会通念上の規範にもとづき科学的合理性および倫理的妥当性ならびに実施の可否を判定すること
- (2) その他研究審査に関する学長の諮問事項

(議事の運営)

第 4 条 委員会の招集は、必要に応じて、委員長がこれを行い、委員長は、議長として議事の進行に当たる。

- 2 委員長は、議事録を作成し、これを保管する。

第 5 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものとする。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、研究支援センターが行う。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、委員会および理事会の議を経て行う。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（平成 25 年 4 月 13 日制定）

附則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 25 日から施行する。(平成 27 年 4 月 25 日改定)